

## 国立大学に対する寄附制限の運用の緩和等について

- 「地方再生戦略」（平成19年11月30日地域活性化統合本部決定）等を受け、国立大学等に対する寄附金について、その運用を緩和する通知を12月28日に全都道府県・市町村に向け発出

※地方再生戦略（平成19年11月30日地域活性化統合本部決定）

「国立大学法人への地方公共団体の寄附に関する制度の運用の改善を図る。」

### 1 通知の主な内容

#### 1 従来の制限的な運用を大幅に緩和

地域の産業振興等に資する特定の人材育成（学生への教育も含む）や産学連携のための施設等の無償貸与や経費負担等

(例) ・地域のものづくり産業の振興の観点からの人材育成に必要な講座や課程のための施設の無償貸与

・地域の食品産業の振興の観点から、研究開発とともにその成果を学生に教育する経費を含む寄附講座

・産学連携のためにインキュベーション施設等への国立大学の入居やサテライトオフィスへの無償貸与等

・高等教育機関が少ない地域の住民の生涯学習のため、新たにサテライト教室等を整備するための無償貸与等

#### 2 審査書類の簡素化、審査手続きの迅速化

#### 3 寄附金等の支出に該当しないケースを明確化

### 2 政令改正を検討する事項

1 国立大学が地方公共団体の要請に基づき地域の産業振興等に資する研究開発等を行う場合の土地等の無償譲渡

2 国立大学附属病院が地方公共団体の要請に基づいて地域の医療体制の構築のために一定の施設整備やその運営を行う場合の補助等

# 世界各国の大学基金(2007年4月現在)

